

2021年2月24日

各位

会社名	ケネディクス株式会社
代表者名	代表取締役社長 宮島 大祐 (コード番号：4321、東証第一部)
問合せ先	執行役員経営企画部長 寺本 光 (03)5157-6100

### 株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2021年1月28日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2021年1月28日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2021年3月16日まで整理銘柄に指定された後、2021年3月17日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

##### ①併合する株式の種類

普通株式

##### ②併合比率

当社株式について、44,116,240株を1株に併合いたします。

##### ③減少する発行済株式総数

220,581,195株

##### ④効力発生前における発行済株式総数

220,581,200株

##### ⑤効力発生後における発行済株式総数

5株

##### ⑥効力発生日における発行可能株式総数

20株

##### ⑦1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金

## 銭の額

本株式併合により、SMFLみらいパートナーズインベストメント2号株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及びARA REAL ESTATE INVESTORS XVIII PTE. LTD.（以下「本主要株主」といいます。）以外の当社の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当社の株主の皆様に対し、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、当社株式に対する公開買付けに応募しなかった当社の株主の皆様が交付される金銭の額が、当社株式に対する公開買付けにおける買付け等の価格と同額である750円に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。

## 2. 第2号議案（定款一部変更の件）

- (1) 当社は、以下の内容の当社の定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。本臨時株主総会において本株式併合に関する第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株となります。そこで、かかる点をより明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当該事項に関する現行定款第6条第1項を変更するものです。
- (2) 本臨時株主総会において本株式併合に関する第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当該事項に関する現行定款第6条第2項を削除するものです。
- (3) 本臨時株主総会において本株式併合に関する第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及び本主要株主の2名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当該事項に関する現行定款第8条を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものです。

当該定款の一部変更の内容は、2021年1月28日付当社プレスリリースをご参照ください。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2021年3月19日に効力が発生するものといたします。

## 3. 株式併合の日程

①本臨時株主総会開催日	2021年2月24日（水）
②整理銘柄指定日	2021年2月24日（水）
③当社株式の最終売買日	2021年3月16日（火）（予定）
④当社株式の上場廃止日	2021年3月17日（水）（予定）
⑤本株式併合の効力発生日	2021年3月19日（金）（予定）

以上